

鹿児島県共生・協働の農村づくり運動表彰事業実施要領

第1 目的

多様な主体による自主的な話し合い活動を基本とした共生・協働の農村づくり運動の継続的な展開により、地域資源等を活用した快適で魅力あるむらづくりに取り組んでいる地区、個人及びNPO法人等に知事賞を授与し、広く県民に紹介する。

第2 表彰の種類

(1) 農村集落部門

農村づくり運動が展開されている1～数集落のまとまりで、地区の活性化が図られ、共生・協働の実践活動が、他の地区の模範となる地区。

(2) 功労者部門

地区内外のむらづくりや本県における農村づくり運動の推進に顕著な功績があり、その活動が他の模範となる個人。

(3) 支援団体部門

むらづくり活動の取組が行われている地区に対する支援活動に顕著な貢献のあった団体。

第3 選考の基準

(1) 農村集落部門

ア 住民の話し合いや総意に基づくむらの目標や将来像（以下「むらのかたち」という。）があること。

イ 地区の住民が主体となって「むらのかたち」の実現に向けた取組を行っていること。

（取組の例：都市農村交流活動やU・I・Jターン者の定住促進の取組、NPO法人等と連携した取組、農村環境の保全（各種助成事業等の活用を含む）の取組、地域資源の発掘・活用によるグリーン・ツーリズム等の取組）

ウ 地区内外の多様な主体と連携した取組を行っていること。

(2) 功労者部門（ア又はイのいずれかとする。）

ア むらづくりのリーダーとして地区の話し合い活動や合意形成に中心的立場として携わり、地区内の農村づくり運動の実践活動の推進に大きく寄与していること。

イ むらづくりに関する幅広い知識と経験を有し、本県の農村づくり運動の推進に大きく寄与していること。

(3) 支援団体部門

ア 地区の住民と連携し、他の地区に還元できるモデル的なむらづくり活動に寄与していること。

イ 地域資源の掘り起こしや活用ノウハウ提供など、地区と協働したむらづくり活動を行っていること。

(4) 選考の対象除外

次に掲げる者は、この表彰から除外する。

ア 過去に、共生・協働の農村づくり運動に係る表彰を受けた者や地区（集落を含む）

イ 農村振興運動及び新・農村振興運動で表彰を受けた者や地区（集落を含む）であって、都市農村交流や6次産業化など新たな取組が顕著に認められない者

第4 候補者の推薦

個人・団体及び市町村長、地域振興局・支庁農林水産部長は、第3の基準に該当し、ふさわしい候補者があるときは、農政部長（農村振興課扱い）に推薦する。

なお、推薦の方法は、次のとおりとする。

- (1) 個人・団体が推薦する場合、応募用紙（別記第1号様式）（以下「応募用紙」という。）を市町村長に提出する。

市町村長は、応募用紙に推薦理由（別記第2号様式）を添えて、地域振興局・支庁農林水産部長を経由して農政部長に提出する。

- (2) 市町村長が推薦する場合、応募用紙を地域振興局・支庁農林水産部長を経由して農政部長に提出する。
- (3) 地域振興局・支庁農林水産部長が推薦する場合、応募用紙を農政部長に提出する。

第5 選考

- (1) 第4により推薦のあった候補者について、第3に照らして被表彰候補者の選考をするに当たり、審査会を設置する。

- (2) 審査会の設置要領は別に定めることとし、推薦のあった候補者の中から被表彰候補者を選考する。

第6 被表彰者の決定

県は、審査会が選考した被表彰候補者の中から、被表彰者を決定する。

附 則

この要領は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。